

おくやみ手続き

ハンドブック

このたびの大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族の方におかれましては、相続のほかさまざまなお手続きが生じてくるものと存じます。

郡山市では、市役所に申請・届出いただく手続きについて、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成しました。

今後のお手続きにお役に立てていただければ幸いです。

もくじ

1. おくやみ手続きまでの主な流れ（郡山市での手続きの一例）	2
2. 大切な方が亡くなった後の流れ（主に官公庁関係）	3
3. 市役所での主な手続き	
(1) 住民登録	3~4
(2) 国民健康保険	4
(3) 後期高齢者医療制度	5
(4) 国民年金	5~6
(5) 障がい福祉	6~7
(6) 介護保険	8
(7) こども	8~9
(8) 税金	9
(9) 市営住宅	10
(10) 水道	10
(11) その他	10
4. 庁舎案内図（1階・2階）	11
5. 市役所以外での主な手続き	11

ハンドブックの使い方

このハンドブックでは、死亡届提出後に必要となるお手続きを記載しております。お手続きに必要な書類やお手続きが可能な窓口などについて、ご確認ください。

- (1) 必要なお手続きはなにか、お手続き漏れはないか、確認いただけます。
- (2) お手続きに必要なものをお持ちのうえ、各受付窓口へお越しください。

必要なお手続きがわからない方へ

お亡くなりになられた方、お一人お一人に必要なお手続きを確認して、「手続きの御案内」をご葬儀から 1 週間を目安にご遺族（死亡届の届出人）に郵送でお送りいたします。必要書類を確認いただき、担当課でお手続きください。お手続きがお済みの場合でも、行き違いで案内文が郵送されることがありますのでご容赦ください。

（次の場合は案内文を送付しません）

- ① 届出人が親族でない場合
- ② 故人の住民登録が郡山市がない場合
- ③ 死亡届の提出先が郡山市でない場合
- ④ 該当するお手続きがない場合

●「おくやみ手続き判定ナビ」のご案内

スマートフォンやパソコンから、お亡くなりになられた方についての質問にお答えいただくことで必要な手続きの窓口や持ち物を確認することができます。
ぜひご活用ください。

[「おくやみ手続き判定ナビ」はこちら→](#)



●市民課「おくやみ窓口」のご案内

市民課では、住民票の異動や必要なお手続きについてご案内する「おくやみ窓口」を設けています。ご利用の際は「手続きの御案内」をご持参ください。

●お近くの行政センター等でもお手続き可能です

お近くに行政センターがある方は、まとめてのお手続きが可能です。（一部を除く。）まとめてのお手続きには時間がかかる場合があるので、事前のお問い合わせをお勧めします。

【各行政センター等の電話番号】

富田行政センター 024-951-7200	片平行政センター 024-951-5080	熱海行政センター 024-984-3101
大槻行政センター 024-951-1510	喜久田行政センター 024-959-2003	西田行政センター 024-972-2111
安積行政センター 024-945-0331	日和田行政センター 024-958-2111	中田行政センター 024-973-2111
三穂田行政センター 024-954-2111	富久山行政センター 024-932-6080	田村行政センター 024-955-3101
逢瀬行政センター 024-957-3000	湖南行政センター 024-983-2111	高瀬連絡所 024-955-3115
河内連絡所 024-957-3305	月形連絡所 024-982-2112	二瀬連絡所 024-975-2131
郡山市民サービスセンター 024-922-5544 ※火曜日～日曜日 午前10時～午後7時（月曜日は休み）		緑ヶ丘市民サービスセンター 024-941-3711

本人確認書類について

各種お手続きの際には、窓口へお越しになる方（届出人）の本人確認書類が必要となります。

① 官公庁が発行した顔写真付きの証明書を1点

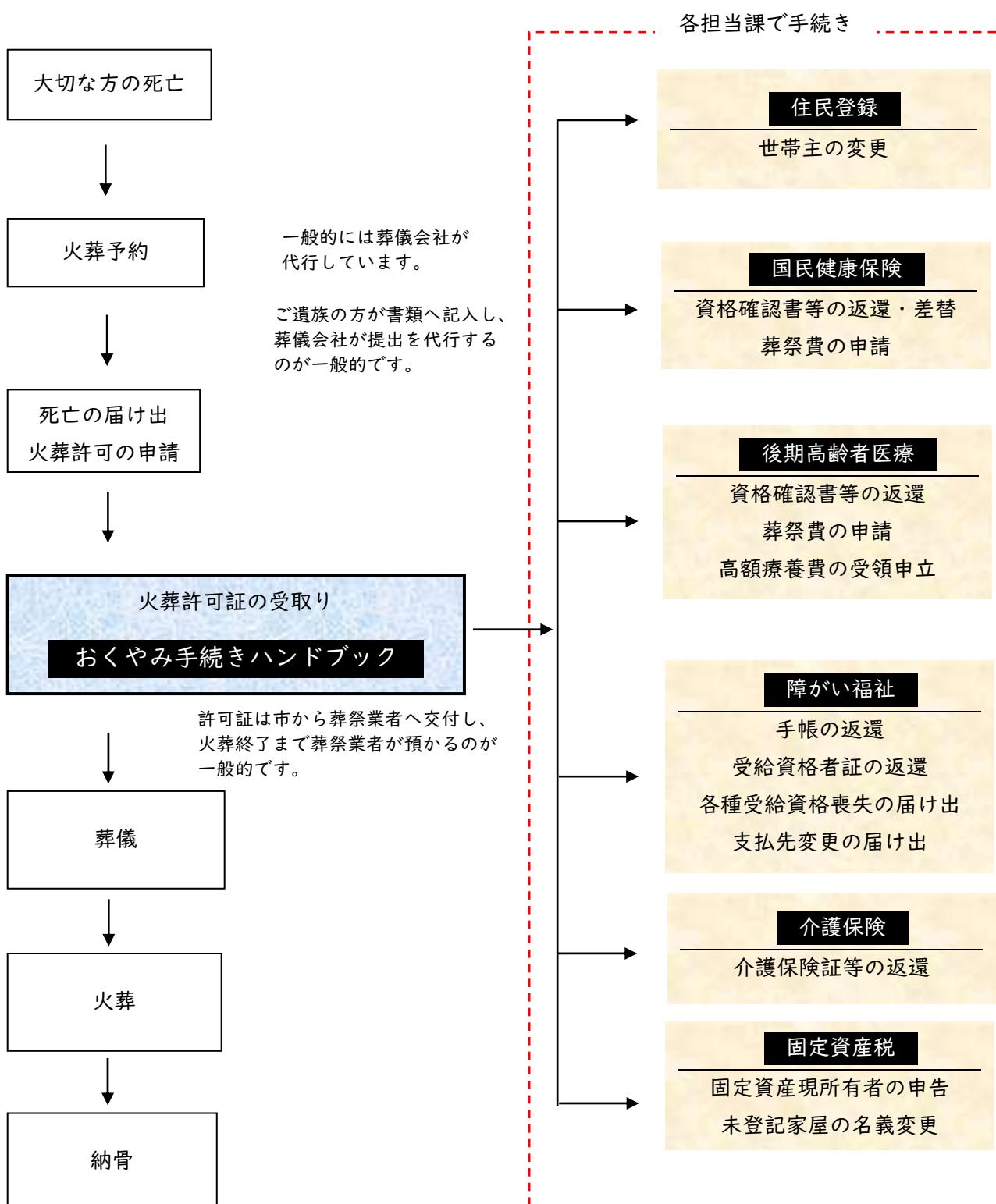
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

② ①がない場合は次のうち2点

資格確認書、介護保険被保険者証、年金証書、年金手帳など

※お持ちでない場合は、担当課にお問い合わせください。

I. おくやみ手続きまでの主な流れ（郡山市での手続きの一例）



2. 大切な方が亡くなった後の流れ（主に官公庁関係）

7日以内	・死亡の届け出（医師等による死亡診断書が必要）、火葬許可の申請
10日以内	・厚生年金の受給停止 [年金事務所]
14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の変更 …P3 ・健康保険の資格喪失（国民健康保険、後期高齢者医療）…P4.5 ・国民年金の受給停止 …P5.6 ・介護保険の資格喪失 …P8
3ヶ月以内	相続の放棄 [家庭裁判所] / 相続の限定承認 [家庭裁判所]
4ヶ月以内	所得税の準確定申告 [税務署] / 青色申告の承認申請 [税務署]
10ヶ月以内	・相続税の申告と納付 [税務署]
2年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費の請求（国民健康保険、後期高齢者医療）…P4.5 ・高額療養費の支給申請（国民健康保険、後期高齢者医療）…P5 ・高額介護サービス費の支給申請（該当がある方へ市から書類を郵送） ・死亡一時金の請求 …P5
3年以内	・不動産の相続登記※ [法務局] ※令和6年4月1日より義務化
5年以内	・未支給年金、遺族年金、寡婦年金の請求 …P5

【参考】生命保険の死亡保険金の請求は3年以内 [各保険会社]

戸籍謄本等のオンライン請求について→



3. 市役所での主な手続き

(Ⅰ) 住民登録

2人以下世帯の世帯主だった方	担当課	市民課（住民登録係） ☎ 024-924-2131
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 世帯にお残りになられた方が自動的に世帯主となりますので、お手続きは必要ありません。	

3人以上世帯の世帯主だった方	担当課	市民課（住民登録係） ☎ 024-924-2131
手続済 <input type="checkbox"/>	<p>● 世帯主の変更</p> <p>世帯員の中から、新たに世帯主を決めていただくことが必要です。亡くなられた日から14日以内にお手続きを行ってください。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p>□届出人の本人確認書類（運転免許証など） ※届出人が別世帯の場合は、委任状が必要です。</p>	<p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・緑ヶ丘市民サービスセンター ・郡山市民サービスセンター※ <p>※受付は月曜日を除く平日10:00～17:15のみ</p> <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡時に同一世帯だった方

印鑑登録証を持っていた方		担当課 市民課（窓口係） 電話 024-924-2131
<input checked="" type="checkbox"/> 手続済	<p>● 返却 死亡届が受理された時点で失効していますので、 窓口に返却してください。</p> <p>お手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証</p>	<p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター <p>お手続き可能な方 ・どなたでも可</p>

マイナンバーカード・住民基本台帳カード等を持っていた方		担当課 マイナンバー活用課 電話 0570-666-252
<input checked="" type="checkbox"/> 手続済	<p>● 返却または破棄 死亡届が受理された時点で失効しています。諸手 続きが済んだ後に窓口に返却するか破棄してください。</p> <p>お手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード</p>	<p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードセンター（西庁舎1階） ・マイナステーション（ビックアイ6階） ・各行政センター、各連絡所 ・緑ヶ丘市民サービスセンター <p>お手続き可能な方 ・どなたでも可</p>

(2) 国民健康保険

国民健康保険の被保険者だった方		担当課 国民健康保険課 (国保税係・給付係) 電話 024-924-2141
<input checked="" type="checkbox"/> 手続済	<p>● 国民健康保険資格確認書等の返却 国民健康保険資格確認書等をお返しください。</p> <p>お手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 資格確認書等 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（該当する方） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（該当する方）</p> <p>※世帯主の方が亡くなった時は、同じ世帯だった加入者の再 交付申請が必要です。 ※高額療養費等の支給申請中に世帯主の方が亡くなった時は、 別途書類の提出が必要になる場合があります。</p>	<p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター （サービスセンターでは取り扱っていない 手続きがあります） <p>お手続き可能な方 ・どなたでも可</p>
<input type="checkbox"/> 手続済	<p>● 国民健康保険葬祭費の支給申請 ※葬儀・告別式等後に申請してください。 国民健康保険に加入していた方の葬儀を執り行った方の申請により、葬祭費（5万円）を支給し ます。</p> <p>お手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 喪主（葬祭執行者）を確認できるもの（会葬礼状など） <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 喪主（葬祭執行者）の預金通帳等（振込口座が分かるもの） <input type="checkbox"/> 喪主の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人申請の場合、代理人の本人確認書類</p>	<p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター <p>お手続き可能な方 ・喪主等</p>

(3) 後期高齢者医療制度

	<p>後期高齢者医療の被保険者だった方</p> <p>担当課 国民健康保険課（後期高齢者医療係） ☎ 024-924-2146</p>
<p>手続済 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>● 後期高齢者医療資格確認書等の返却 後期高齢者医療資格確認書等をお返しください。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p>□後期高齢者医療の資格確認書 ※特定疾病療養受療証もお持ちの場合は、一緒にお返しください。</p> <p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どなたでも可
<p>手続済 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>● 葬祭費の支給申請 ※葬儀・告別式等後に申請してください。 後期高齢者医療制度に加入していた方の葬儀を執り行った方の申請により葬祭費（5万円）を支給します。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p>□喪主（葬祭執行者）を確認できるもの（会葬礼状など） □喪主の本人確認書類 □喪主（葬祭執行者）の預金通帳等（振込口座が分かるもの） □代理人申請の場合、代理人の本人確認書類</p> <p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喪主等
<p>手続済 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>● 医療給付費の受領申立 亡くなられた方に対して支給される高額療養費などがある場合は、受領申立の手続きが必要です。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p>□相続人と確認できる書類（戸籍謄抄本、公正証書など）の写し □相続人の本人確認書類の写し □相続人の預金通帳等（振込口座が分かるもの） □代理人申請の場合、代理人の本人確認書類</p> <p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 ・各市民サービスセンター <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人

(4) 国民年金

	<p>国民年金の被保険者だった方</p> <p>担当課 国民健康保険課（国民年金係） ☎ 024-924-2141</p>
<p>手続済 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>● 遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の請求 遺族年金、寡婦年金、死亡一時金が請求できる場合がありますので、担当課へお問い合わせください。</p>

国民年金を受給していた方		担当課 国民健康保険課（国民年金係） ☎ 024-924-2141	
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 受給権者死亡届の提出</p> <p>年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、受給権者死亡届の提出が必要です。</p>	<p>お手続きに必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> □提出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） □亡くなった方の年金証書 ※年金証書がない場合でもお手続きは可能です。 <p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どなたでも可 	
	<p>● 未支給年金の請求</p> <p>年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込された年金のうち、亡くなった月までの年金については、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。</p> <p>※厚生年金や各種共済年金を受給していた方はお手続き先が異なります。（おくやみ手続きハンドブックII頁「5. 市役所以外での手続き」をご確認ください。）</p>	<p>お手続きに必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> □請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） □請求者のマイナンバーの分かるもの □請求者の預金通帳等振込口座が分かるもの □亡くなった方の年金証書 ※年金証書がない場合でもお手続きは可能です。 □請求者と亡くなった方の死亡当時の関係が分かる戸籍など <p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険課（西庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方と生計を同じくしていた遺族 	
<h2>(5) 障がい福祉</h2>			
各種障がいなどの手帳を持っている方		担当課 【身体・知的障がい】 障がい福祉課 ☎ 024-924-2381	【精神障がい】 保健所 保健・感染症課 ☎ 024-924-2163
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 各種障がいなどの手帳の返却</p> <p>手帳をお返しください。</p>	<p>お手続きに必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> □手帳 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) □届出人の本人確認書類（運転免許証など） 	<p>受付窓口</p> <p>【身体障害者手帳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所 <p>【療育手帳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課（本庁舎1階） <p>【精神障害者保健福祉手帳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・感染症課（保健所1階） <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どなたでも可

重度心身障害者医療費助成を受給していた方		担当課	【身体・知的障がい】 障がい福祉課 024-924-2381	【精神障がい】 保健所 保健・感染症課 024-924-2163
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 受給者証の返却</p> <p>受給者証をお返しください。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>受給者証 <input type="checkbox"/>届出人の本人確認書類（運転免許証など）</p>		<p>受付窓口</p> <p>【身体・知的障がい】 ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所</p> <p>【精神障がい】 ・保健・感染症課（保健所1階）</p>	<p>受付窓口</p> <p>【身体・知的障がい】 ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所</p> <p>【精神障がい】 ・保健・感染症課（保健所1階）</p>
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 口座変更</p> <p>助成金の受取口座の変更手続きが必要です。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>相続人の預金通帳 <input type="checkbox"/>届出人の本人確認書類（運転免許証など）</p>		<p>受付窓口</p> <p>【身体・知的障がい】 ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所</p> <p>【精神障がい】 ・保健・感染症課（保健所1階）</p>	<p>受付窓口</p> <p>【身体・知的障がい】 ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所</p> <p>【精神障がい】 ・保健・感染症課（保健所1階）</p>

障害福祉サービス受給者証を持っていた方		担当課	障がい福祉課 024-924-2381
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 受給者証の返却</p> <p>受給者証をお返しください。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>受給者証 <input type="checkbox"/>届出人の本人確認書類（運転免許証など）</p>	<p>受付窓口</p> <p>【身体・知的障がい】 ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所</p>	<p>受付窓口</p> <p>【身体・知的障がい】 ・障がい福祉課（本庁舎1階） ・各行政センター、各連絡所</p>

特別児童扶養手当等を受給していた方		担当課	障がい福祉課 024-924-2381
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 担当課へお問い合わせください。</p>		

指定難病医療費助成を受給していた方		担当課	保健所 保健・感染症課 024-924-2163
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 受給者証の返却</p> <p>受給者証をお返しください。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>受給者証 <input type="checkbox"/>届出人の本人確認書類（運転免許証など）</p>	<p>受付窓口</p> <p>・保健・感染症課（保健所1階）</p>	<p>受付窓口</p> <p>・保健・感染症課（保健所1階）</p>

自立支援医療（更生医療・精神通院医療）を受給していた方		担当課	【更生医療】 障がい福祉課 024-924-2381	【精神通院医療】 保健所 保健・感染症課 024-924-2163
手續済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 受給者証の返却</p> <p>受給者証をお返しください。</p> <p>お手続きに必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>受給者証 <input type="checkbox"/>届出人の本人確認書類（運転免許証など）</p>		<p>受付窓口</p> <p>【更生医療】 ・障がい福祉課（本庁舎1階）</p> <p>【精神通院医療】 ・保健・感染症課（保健所1階）</p>	<p>受付窓口</p> <p>【更生医療】 ・障がい福祉課（本庁舎1階）</p> <p>【精神通院医療】 ・保健・感染症課（保健所1階）</p>

(6) 介護保険

65歳以上または介護認定を受けていた方	担当課 介護保険課 電話 024-924-3021
<p>手続済 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none">● 介護保険証等の返却 介護保険証等を使用するお手続きの終了後にお返しください。● 送付先変更手続き（郵便物を受け取れる方がいない場合） 亡くなられた方の住民票上の住所宛に、後日介護保険関係の通知をお送りします。郵便物を受け取れる方がいない場合は、送付先変更手続きが必要ですので担当課へご連絡ください。	<p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none">・ 介護保険課（本庁舎1階）・ 各行政センター、各連絡所・ 各市民サービスセンター <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none">・ どなたでも可

(7) こども

児童手当を受給していた方	担当課 子育て給付課（給付係） 電話 024-924-2411
<p>手続済 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none">● 担当課へお問い合わせください。 ※公務員の方は職場で手続きをしてください	

こども医療費助成を受給していた方	担当課 子育て給付課（給付係） 電話 024-924-2411
<p>手続済 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none">● 受給者変更の届出（受給者が亡くなられた場合） 受給者（保護者）が亡くなられた場合は、受給者変更の届出が必要です。	<p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none">・ 子育て給付課（ニコニコこども館2階）・ 各行政センター、各連絡所 <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none">・ どなたでも可
<p>手続済 <input checked="" type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none">● 受給者証の返却（対象児童が亡くなられた場合） 受給者証をお返しください。	<p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none">・ 子育て給付課（ニコニコこども館2階）・ 各行政センター、各連絡所 <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none">・ どなたでも可

児童扶養手当を受給していた方	担当課	子育て給付課（給付係） ☎ 024-924-2411
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。	

ひとり親家庭医療費助成を受給していた方	担当課	子育て給付課（給付係） ☎ 024-924-2411
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。	

原付・小型特殊自動車を持っていた方	担当課	市民税課 ☎ 024-924-2081
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。	

固定資産（土地・家屋）を所有していた方	担当課	資産税課 ☎ 024-924-2091
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 土地・家屋の登記簿上の所有者が亡くなられた場合、法務局で相続登記を行ってください。 (令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました。) 相続の登記が完了していないかたは、納税通知書の受取人を決定するため 申告が必要です。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、インターネットでも手続き可能です ►	

未登記家屋を所有していた方	担当課	資産税課 ☎ 024-924-2091
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 未登記家屋の名義変更は届出が必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。 ※未登記家屋を所有していた方 ►	

市税の口座振替を利用していた方	担当課	収納課 ☎ 024-924-2101										
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	<p>● 振替口座の変更 亡くなった方の口座名義で口座振替登録をしている方で、振替口座の変更をする場合はお手続きが必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">お手続きに必要なもの</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">受付窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□ 納税通知書</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">・ 収納課（西庁舎2階）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□ 預貯金通帳 (新しく引き落とし希望の通帳)</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">・ 各行政センター、各連絡所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">□ 通帳印</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">・ 各市民サービスセンター</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">※インターネットでも手続可能です ►</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">・ 各金融機関</td> </tr> </table> <p>お手続きに必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 納税通知書 □ 預貯金通帳 (新しく引き落とし希望の通帳) □ 通帳印 <p>※インターネットでも手続可能です ►</p> <p>受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収納課（西庁舎2階） ・ 各行政センター、各連絡所 ・ 各市民サービスセンター ・ 各金融機関 <p>お手続き可能な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どなたでも可 	お手続きに必要なもの	受付窓口	□ 納税通知書	・ 収納課（西庁舎2階）	□ 預貯金通帳 (新しく引き落とし希望の通帳)	・ 各行政センター、各連絡所	□ 通帳印	・ 各市民サービスセンター	※インターネットでも手続可能です ►	・ 各金融機関	
お手続きに必要なもの	受付窓口											
□ 納税通知書	・ 収納課（西庁舎2階）											
□ 預貯金通帳 (新しく引き落とし希望の通帳)	・ 各行政センター、各連絡所											
□ 通帳印	・ 各市民サービスセンター											
※インターネットでも手続可能です ►	・ 各金融機関											

(9) 市営住宅

市営住宅に入居していた方		担当課	郡山市営住宅管理センター ☎ 024-924-7100
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。		

(10) 水道

水道の使用（契約）していた方		担当課	上下水道局 お客様サービスセンター ☎ 024-932-7641
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。 水道の使用中止（閉栓）はこちらから▶		

(11) その他

犬を飼っていた方		担当課	保健所 生活衛生課 ☎ 024-924-2157
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 担当課へお問い合わせください。		

空き家となる建物を所有していた方

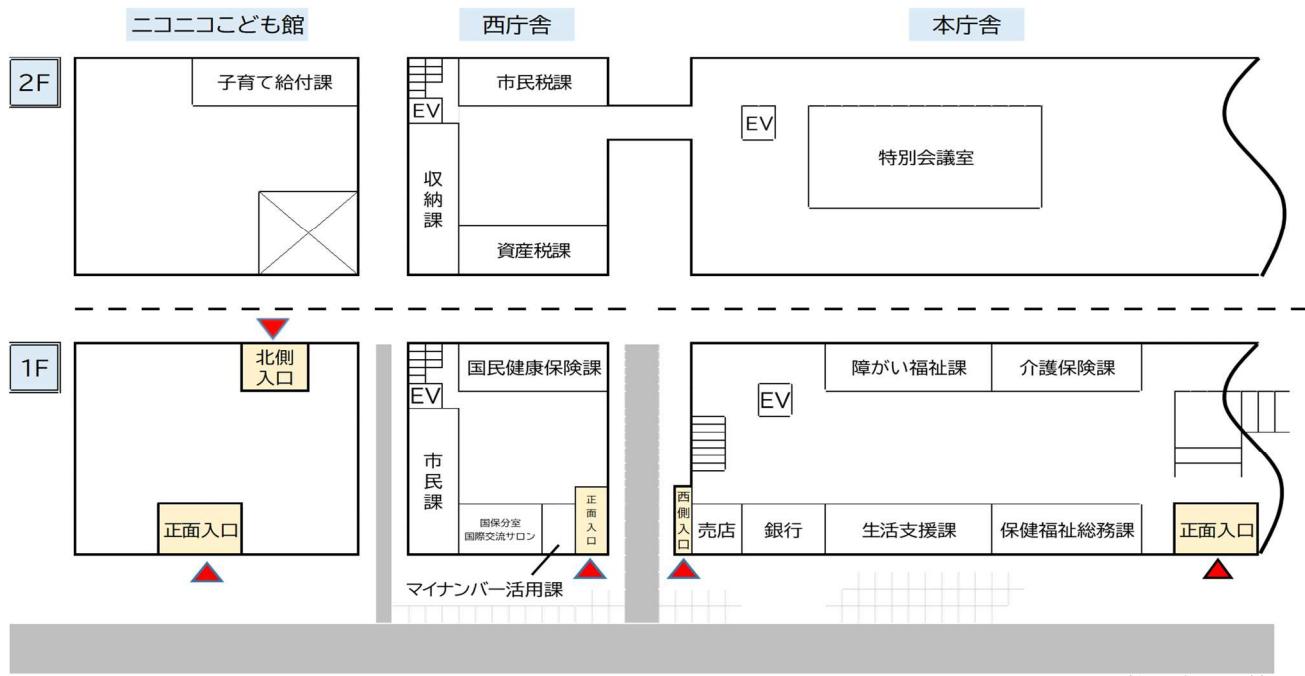
手続済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 空き家の利活用又は処分 NPO法人こおりやま空家バンクは市と協定を締結し、空家の利活用や処分（解体、売却）等に関する相談を行っています。詳しくはお問い合わせください。
	問い合わせ先 NPO法人こおりやま空家バンク ☎ 024-926-0032

手續済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 空家の譲渡に係る3,000万円特別控除 相続から3年が経過する年の12月31日までに家屋及び敷地を譲渡した場合に特別控除が適用になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
	問い合わせ先 【特別控除について】郡山税務署 ☎ 024-932-2041 【家屋等確認書の発行について】住宅政策課 ☎ 024-924-2631

家財整理をしたい方		担当課	5R推進課（無料手続き関係） ☎ 024-924-2181 資源循環課（自己搬入関係） ☎ 024-924-2751
手續済 <input checked="" type="checkbox"/>	● ごみの廃棄 遺品整理に伴う一時的な多量ごみは、クリーンセンターに自己搬入（手続きをすると無料となるものもあります。）するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。		

東山霊園一般墓所をお持ちの方		担当課	東山霊園管理事務所 ☎ 024-955-2107
手續済 <input checked="" type="checkbox"/>	● 東山霊園一般墓所をお持ちの方は使用権の承継（変更）等のお手続きが必要です。 詳しくは担当課へお問い合わせください。		※手続きの詳細はこちらから▶ 

4. 庁舎案内図（1階・2階）



5. 市役所以外での主な手続き

種類	主な手続き	問合せ先
運転免許証	運転免許証の返納	郡山運転免許センター ☎ 024-961-2100 郡山警察署 ☎ 024-922-2800 郡山北警察署 ☎ 024-991-0110
普通自動車 125cc超のバイク	名義変更・廃車など	東北陸運局福島運輸支局(登録・検査部門) ☎ 050-5540-2015
軽自動車	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会コールセンター ☎ 050-3816-1837
国税	相続税の手続き・所得税等の申告	郡山税務署 ☎ 024-932-2041
不動産登記	土地・家屋の所有権の移転登記	福島地方法務局郡山支局 ☎ 024-962-4505
年金(国民年金を除く)	厚生年金の手続き	郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434 ※共済年金等は、その年金の支給団体へ
外国人の方	在留カード・特別永住者証明書の返納	出入国在留管理局郡山出張所 ☎ 024-962-7221
生命保険	死亡保険金・入院給付金の請求	各保険会社にお問い合わせください。
預貯金	口座凍結・相続の手続き	各金融機関にお問い合わせください。
クレジットカード	名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせください。
固定電話・携帯電話 インターネット	名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせください。
電気・ガス料金	名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせください。
NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515